

資本金の額の計上に関する証明書

設立する株式会社の資本金の額は、次のとおり計上されている。

① 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第74条第1項第1号ロ）

金〇〇円

② 資本金及び資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額（会社計算規則第74条第1項第2号）

金0円

③ 資本金等限度額（①－②）

金〇〇円

資本金の額〇〇円は、会社法第445条及び会社計算規則第74条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。

平成〇年〇月〇日

〇市〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇

設立時代表取締役

〇〇

